

「真庭市文化芸術推進計画（令和3年度～令和7年度）」 （概要版）

～文化芸術を通じてお互いを認め合える社会をつくる～



令和3年3月

真庭市

策定の趣旨

真庭市では平成 27 年（2015 年）に策定した第 2 次真庭市総合計画では、すべての「ひと」が安心して安全に暮らせる「まち」で、時代や環境に合わせて自らが誇りを持って生き、お互いを尊重する暮らし方ができることを目指す「真庭ライフスタイル」を提唱しました。これを実現するため、生活の中にある文化を育てていくことを目指して、平成 28 年（2016 年）3 月に真庭市文化振興計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を策定し、各種施策に取り組んできました。

この「真庭ライフスタイル」に取り組む姿勢が評価され、真庭市は日本の先進自治体「SDGs 未来都市」に選定されました。

また、真庭市は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機にドイツのホストタウン及び共生社会ホストタウンに登録し、共生社会の実現に向けた取組みを推進しています。こうした取組みと一体的に文化芸術を推進することで、誇りを持った生き方やお互いを尊重する暮らし方の実現と、多様な在り方を相互に認め合える社会を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法(平成 13 年法律 148 号)」に基づく、「文化芸術推進基本計画」を参酌して、その地方の実情に即して定める「地方文化芸術推進基本計画」と位置づけます。

また、第 2 次真庭市総合計画（平成 27 年度～平成 36 年度）改訂版を上位計画とし、他の計画と連携しながら「真庭ライフスタイル」の実現を目指して、本市の文化芸術振興に関する施策を推進するための方針等について定めるものとします。

基本目標

「文化芸術を通じてお互いを認め合える社会をつくる」

基本方針(1)文化芸術を楽しみ育む真庭

市民自らが主体的に文化芸術を楽しむためには、市民自らが文化芸術事業を行ったり、文化芸術施設の経営や運営に積極的に参画する姿勢も求められます。

伝統と現代の生活や新しい芸術が相互に影響し合う中で生まれる、新たな真庭の芸術文化を、市民が主体的に育てていくような取組みを行い、市民の活動を支援します。

基本方針(2)多様につながり広がる真庭

芸術家・NPO・市民ら多様な主体との対話による文化創造を軸に創造的な社会づくりを目指します。外国籍市民や移住者の異なる文化や新しい価値観、違う考え方等を理解し受け入れる市民の多様性への理解を文化芸術の力で支援・後押しします。

これまで文化芸術に関心が薄かった市民が文化芸術に触れ、参加することができるよう、様々な方法や手段を考えていきます。

基本方針 1 に対する具体的施策

(1) 文化芸術を楽しむ心を育成します

市民が文化芸術活動を行う機会と鑑賞する機会を充実し、文化芸術を楽しむ心を育てます。

- ◆市民が文化芸術活動を行う機会、鑑賞する機会の充実
- ◆子どもを対象とした文化芸術活動の充実
- ◆学校教育との連携

(2) 文化芸術を行う人や団体を育成します

市民や団体が行う文化芸術活動の支援を通じて活動の活性化を図り、人や団体を育てます。

- ◆市民が行う文化芸術活動の支援
- ◆市民の生涯を通じた文化芸術活動の支援

(3) 貴重な伝統文化を継承し教育委員会と連携して活用します

文化財をはじめとする伝統文化の保存・保護に取り組み、利活用をしながら守るべき遺産として次世代へ継承していきます。

- ◆文化財の保存と活用
- ◆文化財の価値と魅力の情報発信

(4) 真庭らしい地域文化を育成します

真庭独自の森林の文化を大切に継承し、次世代へ引き継ぎます。

- ◆真庭の「木」に関連する文化芸術振興

基本方針2に対する具体的施策

(1) 多彩な文化芸術の創造と多様な文化施設の運営を行います

個性を表現すること、その表現と価値を認めて尊重しあうこと、異なる文化や新しい価値観、違う考え方を理解し受容していくこと等、共生社会へ向けた取組みと一体的に文化芸術の推進を図ります。時代の変化に沿った一人ひとりの個性を尊重する、新しい文化芸術の創造に取り組みます。

- ◆文化施設の特徴を活かした催しの開催
- ◆文化施設の連携と環境整備
- ◆新しい文化芸術の発信施設としてミュージアムを整備

(2) 文化芸術による交流を広げます

世代や地域を越えた市民の文化芸術活動の広がりや、地域の文化芸術が持つ魅力の発信により、文化芸術を通じた交流の輪を広げていきます。

- ◆世代や地域を越えた交流の充実と情報発信
- ◆文化芸術と他分野との連携
- ◆映像文化に関する新しいスタイルの発展・発信を推進
- ◆文化芸術を通じたお互いを尊重する暮らし方の実現と、多様な在り方を相互に認め合える社会の創出

計画の推進

(1) 計画を推進する庁内体制の整備

本計画は、文化芸術振興施策を推進するための方針となるものであり、教育、福祉、まちづくり、観光施策等と連携し、総合的かつ効果的に推進する必要があります。関係部局との連携、調整を行い、全庁的な取組みを積極的に行います。

(2) 協働による計画の推進

本計画は、市民・団体・学校・市がそれぞれ責任ある協働のもと、関係機関との連携協力のもとに積極的な推進を図ります。

(3) 計画の広報・啓発

関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織・企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行う等、計画内容の周知に努めます。

成果指標

評価を行うための指針として成果指標を設定し、目標達成を目指します。